

〔資 料〕

施設見学記録（平成28年及び同29年分）

永 田 憲 史

平成24年分	64巻5号
平成25年分	65巻1号
平成26年分	65巻2号
平成27年分	69巻1号
平成28年分及び同29年分	本号

1 はじめに

本号では、平成28年（2016年）及び同29年（2017年）に訪問した施設の見学記録を掲載する。平成28年に訪問した施設は、I 刑務所及びJ 児童自立支援施設であり、同29年に訪問した施設はK 少年院である。

同29年には、L 児童自立支援施設を訪問することになっていたものの、訪問の日程を決定した後に、同施設が誤って当方の訪問日に入所児童全員が施設外に赴く行事への参加を決めてしまったため、訪問ができなかった。

2 I 刑務所

I 刑務所は、少年刑務所である。処遇指標J（少年院への収容と必要としない少年）及びY（可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる26歳未満の成人）の受刑者を収容する施設である。

受刑者の平均年齢は、27.5歳であり、Y 指標の受刑者の年齢の上限である25歳を超えている。これは、職業訓練のために、J 指標及びY 指標以外の受刑者が移送されているためである。

収容期間は平均5年3か月であり、平均よりもやや長い。これは、後述の総合職業訓練施設であることから残刑期の比較的長い受刑者が他の施設から移送されてきていることが影響していると思われる。

罪名別に見ると、性犯罪が25%と最も多く、他の施設に比べて格段に割合が大きいの

これは、特別改善指導のR3（性犯罪再犯防止指導）の推進基幹施設であることから対象者が全国から移送されているためである。この他、窃盗が23%、強盗が18%、薬物犯罪9%、殺人3%等となっている。薬物犯罪の割合は他の施設の半分以下である。

R2（暴力団離脱指導）以外の特別改善指導が実施されている。なお、犯罪を否認し続けている者は特別改善指導の対象としていない。

総合職業訓練施設として、理容、クリーニング、電気通信設備、介護福祉、溶接、左官、ビルハウスクリーニング、情報処理等を実施してきた。施設内には、職業訓練を受講する受刑者が鋏を握る理容室が設置されており、外部の一般客も利用することができる。職業訓練を受講する受刑者を選定する際には、受刑態度の他、受刑者の能力や資質を考慮している。職業訓練を受講するか否か、いかなる職業訓練を受講するかは受刑者の意思に係らしめている。

特別教育指導として、60年以上にわたって、希望する受刑者が県立高校の通信制課程に出願できるとされてきた。通信制課程に入学が許可された受刑者に対して、施設内でスクーリング等が実施されている。

建物は、明治時代末期に建設されており、おおむね煉瓦造りとなっている。そのため、建物の原型を残したまま耐震補強を行なうことが困難であり、エアコン等を設置することもままならない。夏季には熱がこもって大変暑く、冬季には底冷えすることから、受刑者の処遇環境及び職員の労働環境は決してよくない。中央監視所から寮と呼ばれている全ての居室棟が放射状に展開するよう設計されているため、受刑者の動向を監視しやすい一方、1つの寮で発生した物音や声が他の寮にも響きやすいという特徴を有している。

居室の9割は単独室であり、悪風感染を阻止して若年受刑者の更生を図ろうとした明治期の先進的な考え方が具現化されている。居室の扉は木製のままであり、大変珍しい。

改善指導や職業訓練に注力してきた特徴のある施設である。その知識と経験が他の刑務所にも共有され、引き継がれていくことが望まれる。

3 J 児童自立支援施設

J 児童自立支援施設は、小舎夫婦制（夫婦小舎制とも言う）を採用している施設である。

児童自立支援施設は、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通

施設見学記録（平成28年及び同29年分）

わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする」施設である（児童福祉法44条）。

J 児童自立支援施設では、入所児童の大半が中学生であり、小学生は参観日現在4名に留まっている。例年、小学生の多くは6年生であり、中学生は2、3年生が中心である。入所児童の男女比はおおよそ3:1である。

入所時期を見ると、毎年、夏頃から入所児童が増える傾向にある。

入所児童の保護者は、実母のみが約3分の1、実母継父が約3割を占めており、実父実母である場合は約2割にすぎない。被虐待児童が約7割を占めている。入所前に信頼できた人として家族を挙げた児童は約3割にすぎず、家庭でたいい食事を摂っていた児童は約半数に留まり、家庭が児童にとって安心の場と言い難かったことが多いことが窺える。

入所児童のうち、発達障害がある児童が約3割、知能指数85以下で知的な問題を抱える児童が約3分の1を占めている。また、性の問題行動を行なった児童が約3割おり、男子では4割近くに至っている。性の問題行動のために児童養護施設から措置変更される児童が多いためもあって、入所前に施設入所経験がある児童は約3割に及んでいる。

夫婦職員に加えて、フリーの日勤の職員1名が加わる3名体制で全寮を運営している。一般寮に加えて観察寮を用意しているが、直近では観察寮で生活している児童はいない。起床は、午前6時50分である。就寝は、原則として午後10時である。

無断外出の発生件数が激減しており、参観の前年には年間7件であった。この状況は、他の児童自立支援施設においても共通しており、発達に問題を抱えた児童が増加する一方で、いわゆる「不良少年」が減少していることに起因すると考えられる。

児童福祉法の改正（平成9年法律第74号）により、入所中の児童を就学させなければならないとされ（同法48条）、義務教育の保障が要求されるようになり（「児童養護施設等における児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に係わる留意点について」平成10年2月24日厚生省児童家庭局長児発第95号、「児童自立支援施設に入所中の児童に対する学校教育の実施等について」平成10年3月31日文部省初等中等教育局中学校課長教育助成局財務課長通知10初中第39号参照）、J 児童自立支援施設においても、学校教育を導入した。1時限は45分とされており、月曜及び火曜は午前と午後合わせて6時限の授業を行ない、水曜から金曜は午前に4時限の授業を行なっている。水曜から金曜の午後の2時限は作業活動を実施しており、授業時間が不足してしまうことから、夏休みを

削って授業時間を確保している。

平日及び土曜日の午後4時から午後6時30分までと一部の日曜日の午前中には、クラブ活動の時間がとられている。もっとも、全員がクラブ活動に取り組んでいるわけではなく、施設での生活が安定していることが参加の条件となっている。これは、他施設等との対外試合等の際のトラブルを回避するためでもある。

施設は郊外にあり、周囲に戸建て住宅が立ち並んでいるものの、おおむね閑静である。敷地は傾斜地にあり、農場が谷あい広がっている。寮は、いずれも平成に入ってから建て替えられたため、比較的新しくあった。

比較的最近になって学校教育を導入した施設であることから、授業風景等の参観を依頼してその旨を受諾してもらい、夫婦制や施設職員と学校教員との連携についてお話しいただくこととなり、文書でもその旨を依頼していた。しかしながら、施設長が依頼文書を受け取られながら、当該文書を紛失して受け取っていないと誤解なさるとともに、依頼内容を失念しておられたため、授業風景を参観することも、夫婦制や連携についてお話をうかがうこともできなかった。また、農場の見学も依頼していたが、この点についても施設長が失念しておられたため、遠方から眺めることができたに留まった。

なお、本件の文書紛失については、施設長から謝罪はおろか、文書の保管状況や改善策を含めた善後策についての説明すら得られなかったため、設置主体である地方公共団体の担当部局に適切に対応するよう求めたものの、依頼文書が見学後に発見されたことを理由に一切の聴き取り、説明、協議、謝罪を行なわないと当該部局から通告を受けるに至った。また、施設とのやり取りにおいて、施設長が副施設長をはじめとする他の職員に対して本件文書紛失に関する事実を伏せていたことが判明した。児童自立支援施設は、児童のみならず、その家族に関する種々の要配慮個人情報を取扱う施設であるところ、J児童自立支援施設においては、文書の管理が杜撰であり、その改善がなされたことが確認できないことから、適正に個人情報保護されているのか、重大な懸念を抱かざるを得なかった。また、施設長らが自らの非を認めずに不合理的な弁解を繰り返したことからすれば、児童に対して指導を行う適格性があるのか、大きな疑念が生じた。

夫婦職員に加えて、フリーの日勤の職員1名が加わる3名体制を採っていることは、夫婦制の良さを保ちつつ、子どもたちに関わる職員を増やし、外部からの風を入れることができるため、子どもたちの育て直しに向けてよりよい効果が期待できる。一方で、夫婦職員以外の職員が家庭的雰囲気重視する寮に加わることによる様々な作用も検証されるべきであると考えられる。

施設見学記録（平成28年及び同29年分）

児童自立支援施設の職員である児童自立支援専門員及び児童生活支援員の確保は、各施設が頭を悩ませている深刻な問題である。児童に関わる仕事として関心を持つ者は少なくないものの、一定の資格を有することが求められており（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準82条、83条。昭和23年厚生省令第63号）、大きなハードルとなっている。職員確保が困難である現状に鑑みれば、資格を有しないものの職員として就労することを希望する者を設置者である地方公共団体が採用して資格を取得させ、その後に児童自立支援専門員又は児童生活支援員として就労してもらう枠組みを早急に構築することが求められよう。児童自立支援施設の育て直しの理念が社会に受け入れられる素地は十分にあり、しかも、児童に関わる問題に対して予算を確保することは従来よりも理解を得やすくなっている。職員確保に向けて熱意のある者に資格を取得させるところから育てる努力が求められている。

4 K 少年院

K少年院は長期の矯正教育課程と短期の矯正教育課程の指定を受けている第一種少年院である。

収容定員に対する在院者の割合は、平成24年（2012年）には定員を超過していたものの、その後、急減し、参観当日の長期の矯正教育課程の在院者は6割を下回っていた。また、短期の矯正教育課程の在院者の収容定員に対する割合は5%にすぎなかった。在院者の減少に伴い、集団室も個室として基本的に運用している。

K少年院における標準的な処遇期間を見ると、長期の矯正教育課程では、3級がおおむね2か月、2級が前期と後期を合わせて6.5か月、1級がおおむね2.5か月の合計おおむね11か月であり、短期の矯正教育課程では、3級がおおむね2週間、2級が前期と後期を合わせておおむね8週間、1級がおおむね10週間の合計おおむね20週間とされている。仮退院までの期間が最も長かったのは5年3か月であった。在院者はA乃至Eの5段階で評価され、進級が審査される。

知能境界級の在院者等で処遇上特に配慮が必要な場合、個人別矯正教育計画を策定するにあたって、少年鑑別所の鑑別技官の説明を聴取している。また、家庭裁判所調査官や少年鑑別所の鑑別技官とともにケース検討を行っている。

在院者による院内での暴力行為は、以前とは異なって、ほとんど見られなくなり、在院者間の人間関係で悩む訴えが増加となっている。伝統的な「不良」とは異なる在院者が増加し、従来行われてきた処遇の一部が効果を持ち得なくなっていることが窺われた。

危険物取扱者乙種第四類やワープロ検定等が受験できるほか、車両系建設機械（コンボ）やフォークリフトの運転技能講習を受けて資格を取得することができる。

院内での私語は禁止されているものの、出院後に SNS 等で連絡を取ることが容易になっており、対策に苦慮していることが窺われた。出院後に少年院に再入院した場合、処遇効果を検証するため、再入院先の少年院で面接を行っており、再入院者の6割が不良交友によるものであった。

在院者のうち、実父母がいるのは3割程度である。保護者会への出席者は9割程度と高い。毎月、在院者の評価が保護者に送付されている。また、在院者が救済の申出（少年院法120条）を行なった場合も保護者に通知される。

寮では、毎日、午後7時より30分間 NHK のニュースを視聴している（少年院法80条参照）。新聞は4紙のうち1か月ごとに2紙をローテーションで購読している。

退院者等からの相談（少年院法143条）のため、出院時に専用の相談電話番号を伝えている。

間もなく行われる運動会のための練習が運動場で行われており、規律正しい様子が看取された。親子面会のための寮があり、宿泊面会（少年院法97条）は実施していないものの、昼食を一緒に作って食べる等の時間を過ごすことが認められている。陶芸とアーク溶接の職業訓練の部屋を見学した。また、在院者の減少に伴い、少年が生活する寮のうち、一部の寮を見学者用の広報スペースとしており、居室等に入ることができた。寮の居室はコの字型に配置されており、教官室から全ての居室が見渡せず、フットワークをかなり要することが窺われた。寮ごとに浴室、洗濯室、洗面所、トイレがあり、居室にはトイレはない。各居室の扉には鍵がなく、取手が内側にもあり、在院者が居室の出入りをできるようにになっていた。

特に短期の矯正教育課程の在院者が少なく、処遇のための集団が編成し難い状況が窺われた。特修短期処遇に次いで、短期の矯正教育課程全体の集団編成が困難になってきていることは、たとえ短い期間であっても、過ごしてきた環境から「場」を変えることの必要な少年にとって、処遇の選択肢が狭まる懸念を抱かせる。

出院後の SNS の利用については、2号観察における特別遵守事項（更生保護法51条2項1号）を利用して、定期的な監督に服せしめることが再犯を予防することにつながるように思われる。

* 御多忙の折、参観及び訪問のお世話をいただいた I 刑務所、J 児童自立支援施設及

施設見学記録（平成28年及び同29年分）

びK少年院の職員の皆様にこの場を借りて厚く御礼を申し上げます。

また、前述の通り、J児童自立支援施設において、施設長が依頼文書を紛失したにもかかわらず、適切な対応がなされていないことに遺憾の意を表します。